

様式コード
2 2 2 2

常務理事	事務局長	部長	課長	係長	担当者

正

健康保険 育児休業等終了時報酬月額変更届

令和 年 月 日提出

受付日付印

提出者記入欄	事業所在地	〒 -	事業所記号				
	事業所名称			社会保険労務士記載欄			
	事業主氏名		氏名等				
	電話番号	()					

申出者欄	<input type="checkbox"/> 育児休業等を終了した際の標準報酬月額の改定について申出します。 (健康保険法施行規則第38条の2及び厚生年金法施行規則第10条)	令和 年 月 日
	※必ず口に✓を付してください。 東京都医業健康保険組合 理事長 あて	
	住所 氏名 電話 ()	

被保険者欄	① 被保険者番号	② 被保険者氏名 (フリガナ) (氏) (名)	③ 被保険者生年月日	5. 昭和 7. 平成 9. 令和	年 月 日			
	④ 子の氏名 (フリガナ) (氏)	⑤ 子の生年月日 (名)	9. 令和	⑥ 育児休業等終了年月日	9. 令和	年 月 日		
	⑦ 給与の締切日	給与の支払日	従前の標準報酬月額	従前の標準報酬月額	改定年月	備考		
	支給月	基礎日数	通貨	現物	合計	平均額	決定後の標準報酬月額	備考
	月 日	月 日	円	円	円	円	円	円
⑧ 月変該当の確認	育児休業等を終了した日の翌日に引き続いて、産前産後休業を開始していませんか。		<input type="checkbox"/> 開始していません		該当する場合はチェック☑してください			

※育児休業等を終了した日の翌日に引き続いて産前産後休業を開始した場合は、この申出はできません。

○ 育児休業等終了時報酬月額変更届とは
「育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」による満3歳未満の子を養育するための育児休業等(育児休業及び育児休業に準ずる休業)終了日に3歳未満の子を養育している被保険者は、一定の条件を満たす場合、随時改定に該当しなくても、育児休業終了日の翌日が属する月以降3カ月間に受けた報酬の平均額に基づき、4カ月目の標準報酬月額から改定することができます。ただし、育児休業等を終了した日の翌日に引き続いて産前産後休業を開始した場合は、この申出はできません。

○ 変更後の標準報酬月額が以前より下がった方へ
3歳未満の子を養育する被保険者または被保険者であった方で、養育期間中の各月の標準報酬月額が、養育開始月の前月の標準報酬月額を下回る場合、「養育期間の従前標準報酬月額みなし措置」という制度をご利用いただけます。この申出をいただきますと、将来の年金額の計算時には養育期間以前の従前標準報酬月額を用いることができますので、「育児休業等終了時報酬月額変更届」とあわせて、「養育期間標準報酬月額特例申出書」を年金事務所へ提出してください。

様式コード
2 2 2 2

育児休業等終了時報酬月額変更届にもとづき、
下記のとおり標準報酬が決定されましたので通知します。

副

令和 年 月 日 東京都医業健康保険組合理事長

健康保険 育児休業等終了時標準報酬月額改定通知書

令和 年 月 日提出

提出者記入欄	事業所在地	〒 -	事業所記号	
	事業所名称			
	事業主氏名			
	電話番号	()		

1. この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭で社会保険審査官(地方厚生(支)局内)に対して審査請求をすることができます。また、審査請求の決定に不服があるときは、再審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。
再審査請求は、審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に文書又は口頭で社会保険審査会(厚生労働省内)に対して行うことができ、処分の取消しの訴えは、審査請求の決定があったことを知った日から6か月以内(再審査請求があったときは、その裁決があったことを知った日から6か月以内)に、健康保険組合を被告として提起することができます。
(ただし、原則として、決定又は裁決の日から1年を経過したときは、提起することができなくなります。)
なお、審査請求があった日から2か月を経過しても決定がないときや、処分の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、審査請求の決定を経なくても提起することができます。
2. この通知を受け取ったら、すみやかに決定された事項を被保険者に通知してください。

申出者欄	<input type="checkbox"/> 育児休業等を終了した際の標準報酬月額の改定について申出します。 (健康保険法施行規則第38条の2及び厚生年金法施行規則第10条)	令和 年 月 日
	※必ず口にて✓を付してください。 東京都医業健康保険組合 理事長 あて	
	住所	
	氏名	電話 ()

被保険者欄	① 被保険者番号	② 被保険者氏名 (フリガナ) (氏) (名)	③ 被保険者生年月日	5. 昭和 7. 平成 9. 令和	年 月 日				
	④ 子の氏名 (フリガナ) (氏)	⑤ 子の生年月日 (名)	9. 令和	年 月 日	⑥ 育児休業等終了年月日	9. 令和	年 月 日		
	⑦ 給支給およ報酬月額	給与の締切日	給与の支払日	従前の標準報酬月額	従前の標準報酬月額	改定年月	備考		
		支給月	基礎日数	通貨	現物	合計	総計	遡及支払額	月 月
		月 日	円	円	円	円	円	円	円
		月 日	円	円	円	円	円	円	円
	⑧ 月変該当の確認	育児休業等を終了した日の翌日に引き続いて、産前産後休業を開始していませんか。		<input type="checkbox"/> 開始していません		該当する場合はチェックしてください			
	※育児休業等を終了した日の翌日に引き続いて産前産後休業を開始した場合は、この申出はできません。								

- 育児休業等終了時報酬月額変更届とは
「育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」による満3歳未満の子を養育するための育児休業等(育児休業及び育児休業に準ずる休業)終了日に3歳未満の子を養育している被保険者は、一定の条件を満たす場合、随時改定に該当しなくても、育児休業終了日の翌日が属する月以降3カ月間に受けた報酬の平均額に基づき、4カ月目の標準報酬月額から改定することができます。
ただし、育児休業等を終了した日の翌日に引き続いて産前産後休業を開始した場合は、この申出はできません。
- 変更後の標準報酬月額が以前より下がった方へ
3歳未満の子を養育する被保険者または被保険者であった方で、養育期間中の各月の標準報酬月額が、養育開始月の前月の標準報酬月額を下回る場合、「養育期間の従前標準報酬月額みなし措置」という制度をご利用いただけます。この申出をいただきますと、将来の年金額の計算時には養育期間以前の従前標準報酬月額を用いることができますので、「育児休業等終了時報酬月額変更届」とあわせて、「養育期間標準報酬月額特例申出書」を年金事務所へ提出してください。